

住民票の写しなどが第三者に交付されたことをお知らせ

本人通知制度の登録を受け付けています

本人通知制度とは、住民票の写しや戸籍謄・抄本などの証明書を代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した方に対して、証明書を交付した事実を郵便でお知らせする制度です。

この制度により、証明書の不正取得の早期発見や不正請求の抑止を図ることが期待できます。

なお、通知を希望する場合は事前登録が必要です。

◆通知の対象となる証明書

- 住民票の写し(除票を含みます)
- 住民票記載事項証明書(除票を含みます)
- 戸籍の謄・抄本(除籍を含みます)
- 戸籍記載事項証明書(除籍を含みます)
- 戸籍の附票(除附票を含みます)



◆通知する内容

- 証明書の交付年月日
- 交付した証明書の種別(住民票の写し、戸籍謄本など)
- 交付部数
- 交付請求者の種別
- ※事前に登録した方の代理人(ただし、法定代理人を除きます)に交付した場合は、代理人の氏名等もお知らせします。

◆登録対象者

- 豊岡市の住民基本台帳に記録されている方(消除者を含みます)
- 豊岡市の戸籍に記録されている方(除籍者を含みます)

◆登録に必要な書類

- 本人通知制度事前登録申出書(申出書用紙は、窓口サービス課または各振興局市民福祉課窓口にあるほか、市ホームページからダウンロードできます)

- 本人確認書類(官公署が発行した免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)
- ※やむを得ない場合は代理人が申し出することもできます。詳しくは問い合わせください。

◆登録期間

登録日から2年を経過した後、最初に到来する8月31日まで

豊岡市本人通知制度

ホームページ

ページ番号: 10

00743



《申込み・問合せ》

窓口サービス課

☎21-9015または各振興局市民福祉課

特定小型原動機付自転車(電動キックボードなど)はナンバープレートの交付を受けてください

道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、電動キックボードなどが新たに「特定小型原動機付自転車」として区分されました。

これに伴い、7月から、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車用のナンバープレートの交付を開始しました。要件に該当する車両は、ナンバープレートの交付を受けてください。6月30日以前に従来のナンバープレートが交付されている車両については、引き続き使用することも可能ですが、新しいナンバープレートへの交換も可能です(ナンバーの引継ぎはできません)。交付または交換する場合は、申請書の提出が必要です。詳しくは、問い合わせてください。

▶特定小型原動機付自転車の要件

原動機付自転車のうち、外部電源により供

給される電気を動力源とするもので、次の要件全てに該当するもの

- ▷原動機の定格出力が0.60kW以下
- ▷長さ1.9m以下、幅0.6m以下
- ▷最高速度が20km毎時以下

▶三輪以上の車両は特定小型原動機付自転車として登録

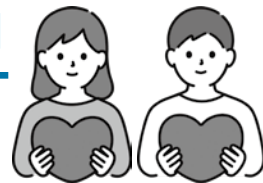
三輪以上で、ミニカーおよび特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当する車両は、特定小型原動機付自転車として登録します。

現在ミニカー登録の車両を所有している方は、変更手続きをしてください。

《問合せ》税務課☎21-9045または各振興局市民福祉課



# 9月10日(日)~16日(土)は自殺予防週間「まもろうよこころ」



## 大切な人の悩みに気づき、支える

日々の生活の中で悩みや不安を抱えていませんか。自分だけでは解決できない悩みを抱えたときには、誰かに相談してみましょう。また、身近な人や大切な人が落ち込んでいたら、勇気を出して優しく声を掛けてみることから始めてみませんか。《問合せ》健康増進課 ☎21-9095

### 身近な人や自分の変化をチェックしてみましょう

#### 身近な人をチェック

- 「眠れない」と口にするようになった。
- 食欲がなくなった。
- 体調不良の訴えが多くなった。
- 飲酒量が増えた。
- 新聞やテレビなどに関心がなくなった。

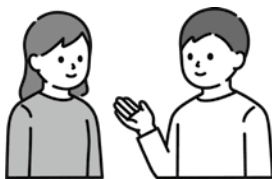
#### 自分自身をチェック

- 毎日の生活に充実感がない。
- これまでやっていたことが楽しめなくなった。
- 以前は楽にできていたことが、今はおっくうに感じる。
- 自分は役に立つ人間だと思えない。
- 訳もなく疲れたように感じる。

### あなたも「ゲートキーパー」になれます

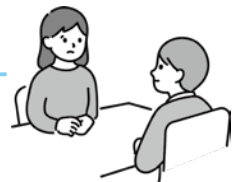
ゲートキーパーとは、悩んでいる人に気付き声を掛けてあげられる人のことです。特別な研修や資格は必要ありません。

#### < 4つの役割 >



- ▶ **変化に気付く**  
家族や仲間の変化に気付いて声を掛ける
- ▶ **じっくりと耳を傾ける**  
本人の気持ちを尊重し耳を傾ける
- ▶ **支援先につなげる**  
早めに専門家に相談するように促す
- ▶ **温かく見守る**  
温かく寄り添いながらじっくりと見守る

## 困ったときは一人で悩まず相談して



### 電話で話したい・対面で相談したい

▶ **健康増進課「こころのケア相談・こころの相談室」** ☎24-1127

精神科医や心理士が相談に応じます。本人だけでなく、家族や周りの人も相談することができます。一人で悩まず、家族だけで抱え込まず、まずは一度相談してみませんか。秘密は厳守します。

▶ **もしもし電話健康相談**  
☎22-7700(平日午前9時~午後5時)

▶ **兵庫県のちと心のサポートダイヤル**  
☎078-382-3566

平日(午後6時~翌日8時30分)  
土・日曜日・祝日(24時間)

※LINEによる電話相談も対応(右の二次元コードから友だち追加。毎日午後6時~9時30分)



### SNSで話したい

▶ **特定非営利活動法人 自殺対策支援センター ライフリンク**

SNSやチャットによる自殺防止の相談「生きづらびっと」



▶ **特定非営利活動法人 あなたのいばしょ**  
24時間365日、誰でも無料・匿名で利用できるチャット相談



▶ **特定非営利活動法人 チャイルドライン 支援センター**

18歳以下の子どものためのチャット相談



▶ **特定非営利活動法人 BONDプロジェクト**  
10代・20代の女性のためのLINE相談

